

学校における新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、ご家庭でも感染症対策に適切に取り組んでいただいているところです。

さて、令和5年9月20日より、新型コロナウイルスワクチンの令和5年秋開始接種が始まったところですが、県内においては、新型コロナウイルス感染症だけでなくインフルエンザも流行中であり、10代の感染者の報告数も多く、学級閉鎖等の臨時休業を行う学校も増加しています。これから本格的な冬のシーズンを迎え、更なる感染拡大が懸念される中、一人一人が基本的な感染症対策を習慣化することが一層求められます。

こうした状況から、下記事項を踏まえ、引き続き、感染防止対策を徹底するようご指導いただくとともに、感染が確認された場合は、学校まで御連絡下さいますようお願いいたします。

平時から求められる感染症対策

1 児童生徒等の健康観察

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校しないようお願いします。
- 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、安全に帰宅するとともに、病院を受診し、症状がなくなるまでは、自宅で休養してください。

2 適切な換気の確保

- 気候上可能な限り、常時換気に努め、困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、2方向の窓を全開にして換気を行ってください。
- 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等の活用など、換気のための補完的な措置を講じてください。

3 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

- 流水と石けんでのこまめな手洗いをしてください。
- 咳・くしゃみをする際、ティッシュやハンカチ等を使って、口や鼻をおさえるなどの咳エチケットを実践してください。

4 マスクの取扱い

- 児童生徒等及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合は、マスクの着用を推奨します。

感染流行時における感染症対策

1 マスクの取扱い

- 校長の判断により、児童生徒等や教職員にマスクの着用を促す場合があります。

2 身体的距離の確保

- 授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえて、児童生徒等の間隔を可能な範囲で確保します。

3 具体的な活動場面ごとの感染症対策

- 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えてください。
- 児童生徒等間に触れ合わない程度の身体的距離を確保します。
- 学校行事において、参加者へ手洗いや咳エチケットを推奨します。